

【用語】小幡御屋鋪—小幡藩織田家の家老屋敷 欠入—駆け込みこと
不行跡—行状の良くないこと 扶持—たすけること 縁切—離縁、離
婚 向後—この後、今度 身持—品行、所行 出精—精を出して事に
励むこと 口書—供述書 さつとう—察当、罪科、あやまちをとがめ
ること

【解説】江戸時代、女性が離婚するには、夫からの離縁状すなわち「三
くだり半」がなければならなかった。しかし、夫の不法や非道に泣く
妻は、「駆け込寺」である満徳寺に駆け込めば離婚することができた。こ
のほか上野国では、男僧の寺院・修験寺・関所・代官所・武家屋敷・
陣屋なども縁切り駆け込みの場所であった。この文書の「せき」の場
合は、小幡藩家老の吉田玄蕃の屋敷であった。武家屋敷でも「台所」
ならば、庶民の出入りが許された場所なので、「せき」はそこに駆け込
んだのであるが、これを「台所訴」という。

宝暦十一年（一七六一）四月、旗本河野氏の知行所である甘楽郡上野
村（甘楽町）の百姓倉右衛門の女房「せき」は、離縁を求めて吉田玄蕃
の屋敷に駆け込んだ。その理由は、夫が博奕を好み、農業を怠る不行
跡者であるから、慈悲を持って縁切りして欲しいというものであった。
一方、倉右衛門は離婚に同意せず復縁を求めた。しかし、「せき」の言
い分を聞き入れた玄蕃は、倉右衛門の不行跡を吟味し、身持ちを改め
て博奕などせず、農業に専念するならば復縁させてもよいと答えた。
そこで倉右衛門は、これまでの不行跡を詫び、また親類や村役人が連
印して身持ちを保証し、以後、博奕などした時には離婚を訴えられて
も、決して異議を申し立てないと誓約して、この駆け込み一件は落着
した。